

# 平成 2 3 年度第 1 4 回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日	時	平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日 (水)	午前 9 時
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第 1 4 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日 ( 水 ) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

## 3 会議に付すべき事件

第 1 第 4 0 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告  
について

第 2 第 4 1 号議案 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の設定依頼について

第 3 第 4 2 号議案 八王子都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼につ  
いて

---

## 八王子市教育委員会

### 出席委員 ( 5 名 )

委 員 長	( 1 番 )	小田原 榮
委 員	( 2 番 )	和 田 孝
委 員	( 3 番 )	川 上 剋 美
委 員	( 4 番 )	金 山 滋 美
教 育 長	( 5 番 )	石 川 和 昭

### 教育委員会事務局

教 育 長 ( 再 掲 )	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	坂 倉 仁
学 校 教 育 部 指 導 担 当 部 長	佐 島 規
教 育 総 務 課 長	穴 井 由 美 子
学 校 教 育 部 主 幹 ( 企 画 調 整 担 当 )	平 塚 裕 之

施設整備課長	矢光克彦
学事課長	海野千細
学校教育部主幹 (保健給食担当)	山野井寛之
指導課長	廣瀬和宏
指導課統括指導主事 (特別支援教育・ 教育センター担当)	藏重佳治
指導課統括指導主事 (企画調整担当)	所夏目
指導課統括指導主事 (教育施策担当)	山下久也
生涯学習スポーツ部長	榎本茂保
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	望月正人
生涯学習総務課長	宮木高一
スポーツ振興課長	小山等
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	遠藤幸保
国体推進室主幹	富貴澤繁幸
国体推進室主幹	高橋利光
学習支援課長	小松正照
文化財課長	田島巨樹
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	田中明美
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	玉木伸彦
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤和仁
スポーツ振興課主査	石井和男

事務局職員出席者

教育総務課主査	遠藤徹也
教育総務課副主査	小林なつ子

教 育 總 務 課 主 任

最 上 和 人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので始めたいと思います。

本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成23年度第14回定例会を開会いたします。

いつも申し上げておりますけれども、電力不足が心配されている中、本市では節電の取り組みを継続しているところです。照明は一部消灯とさせていただいております。後ろのほうは暗いですが、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

小田原委員長 日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、議事日程中、第40号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

まず日程第2、第41号議案 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

小山スポーツ振興課長 それでは、第41号議案 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定依頼について、御説明いたします。

平成23年度第10回教育委員会定例会で、スポーツ基本法の施行に伴う委員の名称変更に関する条例の設定依頼の議決をいただき、ただいま市議会定例会で審議中ですが、ここでスポーツ推進委員の報酬額を変更する必要が生じたので、改めて条例の一部を変更する条例の設定を依頼するものです。

新旧対照表をご覧ください。これまで月額1万2,000円としておりましたスポーツ推進委員の報酬につきまして、月額1万円と変更することでございます。

変更の理由でございますけれども、スポーツ推進委員の職務については、従前と変更はございませんが、同じような形態をとっております本市の他の非常勤特別職と整合性を図るため、他の特別職の報酬である月額1万円にそろえるものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長　ただいま、スポーツ振興課の説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。何かございませんか。

金山委員　他の特別職というのは、例えばどういうものがあるか教えていただけますか。

小山スポーツ振興課長　他に二つございまして学習支援委員、青少年育成指導員この二つでございます。

小田原委員長　金山委員は、他の特別職の場合報酬どうなっているのですかというところも、あわせてお聞きしたい部分だと思いますけれども。

小山スポーツ振興課長　この二つの特別職につきましては、平成21年度まで、いわゆる従前の体育指導委員という名称で、明日からスポーツ推進委員に正式に名称が変わる予定でございますが、これと月額1万2,000円で、三つが同じ額で並んでいたところなのですけれども、平成22年度から先ほど申し上げました学習支援委員と青少年育成指導員につきましては、月額1万円に報酬が引き下げを図られたところでございます。

体育指導委員につきましても、その際に他の特別職と同様に1万円に引き下げる指導が来たところなのですけれども、体育指導委員については、活動内容が活発であるという理由を持ちまして、そのときには、1万円に引き下げるということには至らなかったわけなのですけれども、やはり今般のこういうような世情の中ではそこだけが活動内容が著しく違うということもなかなか認められないところから、他の特別職にあわせて1万円にするということに至ったというところなんです。

小田原委員長　ということですが、いかがですか。よろしいですか。

社会状況が変わっているけれども、仕事の内容が変わったわけではないのだけれども、ここだけ突出しているというのは、世の中の状況としては今合わないということだということなのですけれども。いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、お諮りいたします。

ただいま議案となっております第41号議案につきましては、この条例の設定依頼をするということについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第41号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 日程第3、第42号議案 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼について、を議題に供します。

本案について、引き続きスポーツ振興課から御説明願います。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第42号議案 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼についてですが、これは戸吹スポーツ公園におけるシャワーの有料化に伴う条例改正を行うものです。詳細は、石井主査から御説明いたします。

石井スポーツ振興課主査 戸吹スポーツ公園の条例の改正でございます。平成24年4月から戸吹スポーツ公園のシャワー料金を有料にするに際し、八王子市都市公園条例の一部の改正が必要となりますので、同条例を改正するものです。

改正の内容でございますが、施設全体が都市公園となっているため、八王子市都市公園条例別表第1、これは料金表の部分なのですが、そこに「シャワーを1回（10分以内）100円」を追加いたします。

今後の予定でございますが、平成24年第1回市議会定例会に条例改正（案）を上程する予定でございます。

簡単でございますが、説明は以上で終わらせていただきます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について御質疑、御意見はございませんか。

和田委員 これは、設定することによって、月によっても違うのでしょうか、という利用状況やこの使用料が発生するのか、その辺のところはどのような状況になりそうですか。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 今まで5月から試行してまいりましたが、11月末までで延べ883人の御利用がありまして、やはり8月が一番多くて264人というそういう状況で、今までは1日当たり5人の御利用があったとそういう状況でございます。

小田原委員長 入場者数がどのくらいでというのわかりますか。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 入場者数は、約8万人でございます。運動施設だけです。

小田原委員長 ほぼ1%ですね。

そのほか何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第42号につきましては、そのように市長に依頼するということについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　御異議ないものと認めます。

よって、第42号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

議題になっておりますのは、以上2件ですが、そのほか何か報告する事項等ございますか。

坂倉学校教育部長　ございません。

小田原委員長　委員の皆さんのほうで、何かございませんか。

川上委員　先ほどの非常勤の特別職の報酬とか費用弁償ということで書いてあって、今のこういう事情ですから、これは三種の委員会のものが統一がとれてない。その二つの委員に関しては、もう前にその決定があった。結局、今までのものを引き下げるということは、非常にこちらもつらいものもあります。だけれども、こういうふうに非常勤特別職というこの三つのもの、そうではないものも幾らでもありますよね。そちらを見直すというようなことは、これからも考えていかなくてよろしいのでしょうか。少し気になりましたものですから。

石川教育長　市長部局のほうの実態を知りたいということでしょうか。

川上委員　実態というよりも、そういうことも考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うのです。ここは、今回一つしか出てないので、こういうことを決めなければならぬのは少し私たちもつらいものがあります。私たち自身、みんな含めてということ、これから考えていったらいいのではないかとこのように思いました。

坂倉学校教育部長　その件につきましては、6年ほど前に全体の見直しを行いまして、学識経験者の知識を用いるものについては、従来も1万2,000円だったのですけれども、大体月額1万2,000円の動きでありました。それ以外のものについて、非常に今、市民参加といいますか、市民の方々に入ってもらう形が多くなってくるとは、5,000円とか8,000円、ものによって、見直す措置が違って、かなり見直しをしてきたところでございます。学経と市民と、その差がいいのかどうかは別にしまして、そ



ういう中では、ある程度今かなりのものが5,000円になっています。それから、月額のもの、なるべく日額というか、出来高にしていこうという動きがありましてそんな動きの中で整理しておりまして、一定の整理がついたところでございますけれども、また今後についても、必要があれば関係部署のほうに図っていきたいと思っています。

小田原委員長　今に関連して言えば、この間の、館小中学校の一貫教育の講師で来ていた文科省の教科調査官が、学校を取り巻く地域、保護者を含めて委員というのがいろいろあるのだけれども、あるのはいいのだけれど、横の連携がとれているかどうかというところの見直しが必要だというような指摘をされていたと思います。そういう声は、この委員会でもその都度出ていたように思うのですが、では、どういうふうに見直していくかということまで行っていないところがありますよね。そういうのを含めて、もう一回整理して、報酬はどのくらいが妥当なのか、状況によって上げたり下げたりするということが起こるかもしれないけれども、基本的には、こういうところでいきましょうというふうなことを考えなければいけない。これは市長部局のそういう委員というのとあわせて、特に教育の場合は、福祉とか子ども家庭部とか、そういうところも絡んでくる部分があると思いますけれども、どこかで考えていかなければいけないだろうと思いますけれども。いかがですか。

坂倉学校教育部長　外部の委員もそうですし、学校の関係でいいますといわゆる学校に入ってくる外部人材、ボランティア、それからアシスタントティーチャーも含めて、その辺についても、そういった声があるところでございます。

一つには、国の補助や都の補助があって、単純になかなか整理できないところもあるのですが、今の流れの中では、なるべくそういう人たちの補助についても、一括交付金みたいな形でもらうような方向を働きかけていって、それで全体を使って、例えば外部人材の使い方は、校長先生の裁量に任せられるような形にしたいと思っておりますし、また今言ったように、各種の委員などにつきましては、包括的な委員を学校運営協議会の中で使っていける方向で、少しずつ変えていきたいと思っております。

ただ、現行の制度の中では多少の壁がありますので、すぐにはいかないと思うのですが、そういう方向で行かせていただきたいと思います。

小田原委員長　今、貧困とか格差とかいうところがいろいろ言われているわけなのですが、そういうところを考えていくと、行政の縦割りによって特に国のほうの今、部長のお話のように、補助金がどこから出ているかというようなことによって、二重、三

重みたいな部分があって、しかも連携がとれてやっているのかということ、なかなかそうはならないという現状があるわけですね。そこを切り崩していくのが、私は教育が基本というのか、教育が起爆剤になって、これを組みかえていくことができるのかなという気がしているのですけれども。鋭意、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 この後、個人情報に絡んでくる教職員の人事関係の部分がありますけれども、教員の不祥事とか、あるいは管理職の降任とか、いろいろな問題がまたあちこちで指摘されているわけなのですけれども。そんな部分についても、八王子としてどういふふうに取り組んでいくかというようなことは、改めて考えていただきたいという部分もありますけれども、それはまた別の部分でお話したいというふうにお思ひます。

それでは、特にないようござひますので、これで公開の審議は以上ということで、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ここで暫時休憩にいたしたいと思ひます。

なお、休憩後は非公開となりますので傍聴の方は御退出願ひます。

開会は25分ということでよろしいですか。25分少し前ということで、お願ひしたいと思ひます。

〔午前9時18分休憩〕